

指名停止措置について

平成 28 年 4 月 7 日
砺波市企画総務部財政課

1 指名停止業者名及び住所

- | | | |
|----------------|--------------|----------------------|
| (1) 根尾建設株式会社 | 砺波市矢木 362 | (法人番号 5230001008378) |
| (2) 株式会社ミヤマサ建設 | 富山市有沢 660 | (法人番号 8230001000976) |
| (3) 株式会社富山環境整備 | 富山市婦中町吉谷 3-3 | (法人番号 6230001002090) |

2 指名停止期間

- 上記 (1) 平成 28 年 4 月 7 日～平成 28 年 5 月 6 日 (1 箇月間)
上記 (2)、(3) 平成 28 年 4 月 7 日～平成 28 年 4 月 21 日 (15 日間)

3 指名停止の範囲

砺波市内

4 事実の概要

根尾建設(株)外 2 社は、平成 25 年度に砺波市が発注した「砺波市特定環境保全公共下水道中野地区枝線管渠工事 (その 38)」において、カメラ調査を実施した際に、污水管の変換継ぎ手部の接合不良を確認したが、適正な処置を行わず、当該不良箇所のカメラ調査記録を差し替えて工事を完了させていたことが判明した。

なお、当該不良箇所については、3 月 17 日に瑕疵の修補請求を行い、4 月 1 日に修補を終えている。

5 措置の理由

上記の事実は、砺波市建設工事等指名停止要領第 3 条第 1 項別表第 2 第 18 号及び第 4 条第 1 項に該当する。

【砺波市建設工事等指名停止要領】

(指名停止)

第 3 条 有資格業者が別表第 1 及び別表第 2 の各号 (以下「別表各号」という。) に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより情状に応じて期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

別表第 2

(不正又は不誠実な行為)

(18) 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

当該認定をした日から 1 箇月以上 9 箇月以下

第 4 条 前条第 1 項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。